
平成31年 3 月 宇 美 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第5日)

平成31年3月20日 (水曜日)

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 議案第8号 宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第9号 葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第10号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第11号 宇美町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第12号 宇美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第13号 宇美町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第14号 宇美町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第15号 宇美町課設置条例について
- 日程第9 議案第21号 平成31年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第22号 平成31年度宇美町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第23号 平成31年度宇美町上水道事業会計予算
- 日程第12 議案第24号 平成31年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算
- 日程第13 議案第25号 平成31年度宇美町一般会計予算
- 追加日程第一 議案第27号 工事請負契約の締結について (内容 平成30・31年度昭和町更新住宅2棟建設工事)
- 追加日程第二 議案第28号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 追加日程第三 発議第1号 自治会加入促進に関する政策提言の決議
- 日程第14 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第8号 宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第9号 葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第3 議案第10号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第11号 宇美町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第12号 宇美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第13号 宇美町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第14号 宇美町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第15号 宇美町課設置条例について
- 日程第9 議案第21号 平成31年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第22号 平成31年度宇美町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第23号 平成31年度宇美町上水道事業会計予算
- 日程第12 議案第24号 平成31年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算
- 日程第13 議案第25号 平成31年度宇美町一般会計予算
- 追加日程第一 議案第27号 工事請負契約の締結について（内容 平成30・31年度昭和町更新住宅2棟建設工事）
- 追加日程第二 議案第28号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 追加日程第三 発議第1号 自治会加入促進に関する政策提言の決議
- 日程第14 閉会中の所管事務調査について

出席議員（14名）

1番 丸山 康夫	2番 平野 龍彦
3番 安川 繁典	4番 藤木 泰
5番 入江 政行	6番 吉原 秀信
7番 時任 裕史	8番 黒川 悟
9番 脇田 義政	10番 小林 征男
11番 飛賀 貴夫	12番 白水 英至
13番 南里 正秀	14番 古賀ひろ子

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典

書記 太田 美和

書記 松田 好弘

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	木原 忠	副町長	……………	高場 英信
教育長	……………	佐々木壮一朗	総務課長	……………	佐伯 剛美
政策経営課長	……………	工藤 正人	財産活用課長	……………	中西 敏光
まちづくり課長	……………	丸田 宏幸	税務課長	……………	江崎 浩二
会計課長	……………	藤井 則昭	住民課長	……………	八島 勝行
福祉課長	……………	飯西 美咲	健康づくり課長	……………	藤木 浩一
子育て支援課長	……………	安川 禎幸	環境課長	……………	太田 一男
農林振興課長	……………	瓦田 浩一	建設・都市計画課長	…	一木 孝敏
上下水道課長	……………	藤木 義和	学校教育課長	……………	原田 和幸
社会教育課長	……………	安川 忠行			
町制施行100周年事業推進事務局長	……………				安川 茂伸

10時00分開議

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に、本日の議事日程第5号と条例及び当初審査特別委員会審査報告書をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日の会議を開きます。

お諮りします。本日までで工事請負契約の締結案1件、和解及び損害賠償の額の決定案1件、議員発議1件を受理していますので、追加議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。以上、3件を追加議題とすることに決定いたしました。

なお、本日の議事日程に上げています。

日程第1. 議案第8号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、議案第8号 宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について委員長の報告を求めます。小林条例審査特別委員会委員長。

○条例審査特別委員会委員長（小林征男君） 宇美町議会議長古賀ひろ子殿。条例審査特別委員会委員長小林征男。

条例審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

委員会開催日、平成31年3月6日。

事件の名称、議案第8号 宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、災害援護資金の貸し付けについて、所要の規定を整備されるものです。

内容は、貸付利率年3%を超えない範囲で規則で定めることとするほか、月賦償還を追加することなどの改正です。

審査の過程では、災害援護資金の貸付限度額についての質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、委員長報告の審査経過と結果に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

小林委員長、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 宇美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第9号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、議案第9号 葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について委員長の報告を求めます。小林条例審査特別委員会委員長。

○条例審査特別委員会委員長（小林征男君） 事件の名称、議案第9号 葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例について。

北筑昇華苑組合立北筑昇華苑条例の一部を改正する条例の施行に伴い、助成金の額を改めるため、所要の規定を整備されるものです。

内容は、火葬料の一部助成金を10歳以上2万円、10歳未満1万円、死産児3,000円とする改正です。

格別質疑もなく、採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、委員長報告の審査経過と結果に対するの質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

小林委員長、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号 葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第10号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第3、議案第10号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について委員長の報告を求めます。小林条例審査

特別委員会委員長。

○条例審査特別委員会委員長（小林征男君） 事件の名称、議案第10号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の見直しに伴い、国民健康保険制度の旧被扶養者減免のうち応益割保険税の減免期間を改めるため、所要の規定を整備されるものです。

主な内容は、国民健康保険制度の旧被扶養者減免のうち、応益割保険税の減免期間を資格取得月以後2年間とする見直しを行い、あわせて旧被扶養者に係る税の減免規定については規則で定めることとしたため、当該減免規定を条例から削ることとする改正です。

審査の過程では、減免規定が削られることについての質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、委員長報告の審査経過と結果に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

小林委員長、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第11号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第4、議案第11号 宇美町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について委員長の報告を求めます。小林条例審査特別委員会委員長。

○条例審査特別委員会委員長（小林征男君） 事件の名称、議案第11号 宇美町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例について。

高額療養費支給制度の拡充により、高額療養資金貸付制度の利用者が減少していることに鑑み、基金の額を減額するため、所要の規定を整備されるものです。

内容は、基金の額500万円を200万円とする改正です。

格別質疑もなく、採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、委員長報告の審査経過と結果に対しての質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

小林委員長、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 宇美町国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第12号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第5、議案第12号 宇美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について委員長の報告を求めます。小林条例審査特別委員会委員長。

○条例審査特別委員会委員長（小林征男君） 事件の名称、議案第12号 宇美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件について、所要の規定を整備されるものです。

内容は、放課後児童支援員の資格要件に、専門職大学の前期課程を修了した者を追加する改正です。

格別質疑もなく、採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、委員長報告の審査経過と結果に対しての質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

小林委員長、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 宇美町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第13号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第6、議案第13号 宇美町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について委員長の報告を求めます。小林条例審査特別委員会委員長。

○条例審査特別委員会委員長（小林征男君） 事件の名称、議案第13号 宇美町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について。

学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準について、所要の規定を整備されるものです。

主な内容は、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に、専門職大学の前期課程を修了した者を追加する改正です。

格別質疑もなく、採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、委員長報告の審査経過と結果に対しての質疑

に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

小林委員長、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 宇美町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第14号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第7、議案第14号 宇美町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について委員長の報告を求めます。小林条例審査特別委員会委員長。

○条例審査特別委員会委員長（小林征男君） 事件の名称、議案第14号 宇美町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について。

人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則の施行に伴い、職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務について、所要の規定を整備されるものです。

内容は、時間外勤務命令の上限時間など、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項を規則で定めることを追加する改正です。

審査の過程では、他律的な業務内容、月45時間以上の時間外勤務をしている者の数、代休及び有給休暇消化率、罰則規定の考えについての質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、委員長報告の審査経過と結果に対する質疑

に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

小林委員長、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号 宇美町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第15号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第8、議案第15号 宇美町課設置条例についてを議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について委員長の報告を求めます。小林条例審査特別委員会委員長。

○条例審査特別委員会委員長（小林征男君） 事件の名称、議案第15号 宇美町課設置条例について。

第6次宇美町総合計画後期実践計画に掲げる重点施策を実践する行政組織機構を再編することについて、所要の規定を整備されるものです。

内容は、危機管理課の新設、福祉課と健康づくり課の統合による健康福祉課の設置、環境課と農林振興課の統合による環境農林課の設置など、行政機構の再編に合わせ現行の課設置条例の全部を改めるものです。

審査の過程では、質疑が多数のため、本特別委員会の記録を参考とすることで記述は省略させていただきました。

また、討論では、2名の委員の反対討論及び3名の委員の賛成討論がありました。

採決の結果は、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、委員長報告の審査経過と結果に対しての質疑

に入ります。質疑のある方はどうぞ。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 我々ここに反対討論をやったわけですけども、その反対討論の内容をここに記載するべきじゃないかと思うんです。何で反対したかと。再編については、全然反対じゃないんですけども、その経過がおかしいと私は言っているんです。その反対討論した理由を何でここに載せないのかと思っけていますけど、どうなんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 小林条例審査特別委員会委員長。

○条例審査特別委員会委員長（小林征男君） 入江議員、その記述が定かじゃないもんだから、記述を省略して載せたということです。だから、本会議の特別委員会の記録を参考とすることで、記述を省略させていただきましたということです。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑議会事務局長。

○議会事務局長（川畑廣典君） 報告書自体は委員長が作成してありますが、一応出た精査を事務局のほうでしておりますので、私のほうからちょっと回答させていただきます。

この件につきましては、まずは質疑の部分は当然多数だったので、ここにちょっと記載を省略させていただきました。

それから、討論についても、この議案の案件については、多数の意見が出ております。それは当然皆さん御承知だと思いますので、その分をこれに報告書として載せますと報告書が長くなるということもありまして、それともう一つは、うちの町では特別委員会を議員全員で行っておりますので、皆さん、当然審査の中に入っておられたということで省略をさせていただいているということになっております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

小林委員長、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 1番、丸山です。私は、この条例案の制定について、反対の立場から討論をいたします。

大きな理由の一つとして、余りに拙速であり時期尚早、これが明確に判明したからです。

町長の権限において機構改革を行うこと、これはされてももちろん問題ないです。1月の機構改革でなぜ今3月議会でやってしまわなきゃいけないのか。ここに大きな問題が発生してくると私は思っています。

一番のまた大きな理由が課の配置です。どこの部分、あるいはどのフロアにどの課を設置する

のか、そういったことが全くわからない。また、それぞれの係の人員配置、これについても全く示さない。ここにまた大きな問題があると思っています。このままこの条例を可決してしまっは、後々ふぐあいが出てきたときに、どうしても目をつぶらなければならない状態になってしまう。私はここを一番懸念しています。なぜ3月議会、この場でやらなきゃいけないのか。私は、この条例案が下から職員を、末端の職員、いつも町民の方々と目を合わせ、向かい合って話を聞き、対処してある職員、この職員の意見が反映されていない。ここにも大きな問題があると思っています。

この条例案が職員に示されたのは、皆さん、いつだと思います。この議会が開催される直前です。それまで末端の職員には一切見せていないんです。物すごく危ういと思いませんか、皆さん。本来ならば、何回も言われました、職員の意見をさんざん吸い上げて、意見を聞いて、これをつくりましたと言われてます。でも聞いてないんですよ、職員の声を最終的には。本来なら、この案をしっかりと末端の職員まで示した上で、そこで1回アンケートをとるなり、末端の職員、いつも町民と顔をあわせている職員、町民の声を一番聞いている職員、この意見を吸い上げる形で最終的な見直し、ここを行うべきだと思います。

このまま突き進んでしまいますと、また1階のフロアの改修、本当にどうなるかわかりません。もう私も想像がつかないです。なぜ6月じゃだめなんですか。なぜ9月じゃだめなんですか。しっかりボトムアップして、この条例、つくり上げられたものなら私も賛成してもいいと思いますけれども、それが全くできていない中でこの条例を可決してしまったら、後で必ずふぐあいが出ると思います。一番怖いのは、そのふぐあいにどうしても目をつぶってしまわなければならない、こういった状況が発生することです。子育て支援、学校教育と一緒に教育委員会の中に同じフロアに置く、私すばらしいことだと思いますよ。危機管理課、本来ならば私は総務課の中に危機管理室を設けて人事案、人事配置とか時間外のつけ方、そういったのも庁内全体を動かせる総務課の中に置いたほうが私はいいんじゃないかなと思っています。そういった議論がきちんとなされたのか。問題はここなんです。なぜ3月じゃないとだめなんですか。もうちょっとしっかりボトムアップして、積み上げて、しっかり積み上げて、これを上程するべきだと思います。人員配置をままならない、わからない、課の配置もどこに行くかわからない、示されていない。こんな不完全な条例を本議会で可決すべきではない、私は思っています。

苦勞するのは職員なんです。考えてください。12月末から一部業者が入ってフロアの改修を行います。恐らく1月1日ぐらいから全員で引っ越し作業かかると思います。正月休みないですよ。その正月休み、どう処理するんですか。代休で処理するんですかね。有給休暇も満足に取得できない職員たちが、代休、1週間ぐらい代休とるの不可能じゃないかなと思いますけどね。そういったこともきちんと示さないまま、この3月議会通すべきではないと思っています。

苦勞するのは職員なんです。混乱するのは町民なんです。しっかりボトムアップされた条例でない限りは賛成すべきではないと思っています。

もう一点だけ。機構改革というのは、そんなにころころやるべきではないと私は思っています。10年おきぐらいというのが、あるいは8年とか10年ぐらいですね、そういったスパンを置いたほうがいいと思います。そして、前回の機構改革からまだそう日にちはたっていないんです。一番問題としているのは、前回の機構改革が十分な検証、反省、そういったものがきちんと行われていない。私はここも非常に懸念しております。

そういったこともあるんですけども、機構改革、町長が自分の権限でしっかりやれる分、いいところも多数あると思います。9月でもいいでしょ。今じゃなくてもいいと思いますよ、本当に。もう一度皆さんしっかり考えていただきたいなと思います。後々ふぐあいが出ます。なぜならボトムアップされたものじゃない、職員の意見を十分に反映したものじゃないんです。ぜひ御再考いただけたらと思います。

終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、脇田議員。

○9番（脇田義政君） 宇美町課設置条例について賛成討論をいたします。

組織機構及び課の設置については、本来は市町村長の権限ではございますが、法が条例事項と定めているのは市町村長が住民福祉の増進に明らかに反するような課の設置や、あるいは非合理的、不効率的な課を乱立するようなことがあり、結果的に町財政に悪影響を与えることを未然に防止するための趣旨であると思っております。

今回の改正内容については、16課2局を15課2局とするものであり、課の数は1課減になっているものであります。そもそも組織機構に関しましては、ベストと言われるものはございませんし、固定的、静態的なものでもありません。常にこれは社会経済情勢や国の制度改正、あるいは住民ニーズ、またあるいは為政者の公約等によって、常に弾力的に変化せざるを得ないものであります。それは、外部の変化に対応していくのは当然なことでもあります。

今回の見直しにおいても、近年全国各地で多発している大規模でかつ想定外の災害に迅速かつ的確に全庁的に対応対処していくためには、1係で対応することは到底不可能で、専門的、統括的な所管課を設け、日常的に危機管理に当たらせることが当然のことであり、時代のニーズに沿うものであると思います。また、子どもの貧困、あるいは増加する虐待、不登校など、多様化し、複雑化する子育てニーズ等に対処し、乳幼児期から学齢児までの子どもとその親へのさまざまな支援を総合的にかつ切れ目なく行っていくために、こどもみらい課を教育委員会に設置することは、子どもを産み育てやすい町づくりを目指す町の基本的スタンスに沿うものであると思います。

以上の観点から、私は賛成討論といたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に反対者の発言を許します。——次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 私は、賛成の立場から討論をいたします。

今回の課設置条例の改正は、後期実践計画を推進するために提案されたものであり、基本方針にある子育てと教育の充実、防災対策の充実及び行政経営の推進の3つの柱を実現できる形になっていると思います。

提案されている機構改革により、子育てや防災対策などに力を入れていただき、議員として前向きに協力していくことが宇美町のためになると思っております。

以上をもって、私の賛成とさせていただきます。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に反対者の発言を許します。——では次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

これまで私も一般質問で防災のことにに関して、推進に関して質問をしてまいりました。当町もその後、防災・減災対策の整備にも前向きに進んできたと思っております。

近年多発する大規模災害や社会情勢が変化する中、今回の機構改革で危機管理課という防災や防犯に特化した課の設置は大変評価できると思っております。また、いじめや児童虐待も現在大きな社会問題となっております。

今回の機構改革で子育てと教育の充実の編成により、子育て環境が、より一層改善することが期待でき、町としての信頼、そして安全安心にもつながると思っております。また、よりよい行政経営の推進を実践する組織編成をもとに、今後さらなる住民サービスの向上と町の発展を期待するものであります。

現場で実務に当たられた職員の皆様が、議論を重ねた結果、最善を尽くす必要があり、その最善が組織編成であると思っております。今後全力で取り組んでいただき、町民の皆さんに喜んでいただける行政となるように期待をし、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論はありませんか。

次に、原案に反対者の発言を許します。2番、平野議員。

○2番（平野龍彦君） さまざまな御意見、質問が、討論があったかと思いますが、あえて反対の立場でもってお話をさせてもらえればと思います。

先般も新しいガバナンス、組織マネジメントには敬意を表したい。ずいぶんエネルギーがかかったことではないかと思っています。

ただ、その時期、丸山議員も懸念されましたその時期、これを先送り、1年だけでも結構ですという観点でもってお話をしたいと思います。

昭和34年、西暦1959年、今から60年前。天皇陛下、皇后陛下が御成婚された年でございます。以来、全国を駆けめぐり、国民に寄り添い、そして公務を果たされた。激務ではなかったかなと思います。そして5月1日の皇位継承。時代が大きく変わります。天皇陛下が望まれる平和を希望されている新しい時代、平和元年が到来します。

さらには、来年10月20日、1世紀を迎えます100周年、町制施行ですね。記念すべき節目の年、これに向けて99歳、100歳となるわけですが、100周年事業のイベントが、これからさらに4月から企画、立案、実施されていくと思います。

思い起こせば31年前、平成元年ですね、私は肅々と元年を過ごしたことを思い出します。この新しい時代、5月からの新しい時代、平和元年ですかね、これも肅々と過ごさなければいけない。100周年事業もある。さらには10月の消費税導入。事務作業が混乱しなければと思っています。そして、東京オリンピックですね。東京オリンピックが来年の夏にあります。もう影響が出ています。ことしの秋口から、恐らく工事が職人不足により大幅におくれる。これに対して職員さんも全力投球しなければいけない。

何を言いたいかといいますと、来年の100周年ですね、10月20日、これに向けて町民も職員さんも全力投球しているわけです。これが終わってから、この改革を推し進めてみてはどうかということでございます。

以上、賛否を決められている方あるいは賛否を思料されている方に、全職員の健康と生命を守るために反対を促して、私の反対の討論といたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論はありませんか。13番、南里議員。

○13番（南里正秀君） 私は、本案に賛成の立場から討論させていただきます。

行政組織機構は、住民サービスを第一に考えた効率的な行政運営ができることが重要です。今回は、第6次総合計画後期実践計画の重点施策を推進するため、町長の施策の基本方針に沿って、大きく3本の柱を立て機構の再編がなされています。中でも危機管理課を設置されることは、大規模災害に的確に対応していくためにも非常に重要なことであり、高く評価しています。災害はいつ起きてもおかしくない状況においては、来年からとは言わず、早急に進めていただきたい項目だと思っています。

また、管財課に施設営繕係を新設し、専門職員を配置、配属することで、今後の重要な課題である公共施設再配置計画が確実に実行されていくのではないかと期待しています。

ただ、小中学校をはじめとする学校教育施設や社会教育施設が多く占める中で、教育委員会の

中に施設の通常の維持管理業務を担う係や、建築専門職員の配置については、触れていないようですので、今後、検討していただきたいと思っています。

今回の組織機構の再編においては、ボトムアップ方式でしっかり検討を重ね、第一線で働く現場の職員の声が十分反映されているものと信じています。それでも、100%満足のいく組織機構はありませんので、今後も必要に応じて改正され、お客様である住民満足度の高いサービスの提供に努めていただきたいと思います。

今日のような目まぐるしく変化する社会情勢のもと、多様な住民ニーズに応じていくためには、職員の絶対数が限られている中で、職員一人一人の負担が大きくなっていると感じています。このことを踏まえ、2点、提案させていただきたいと思います。

1点目は、条例審査特別委員会で総務課長がグループ制について少し触れられていましたが、いきなりグループ制では拒絶反応が出ると思いますので、中間的な担当制を検討されてはどうでしょうか。現在の係制でも必要に応じて応援態勢がとられていると思いますが、忙しいのに手伝ってあげた、手伝ってもらって申しわけないという気持ちが残るのはやむを得ないと思いますが、こうしたセクト主義に陥りやすい係制を廃止し、課の業務は課全員一丸となって取り組むようにするために、柔軟な対応ができる担当制の導入も検討されてはどうかということです。

2点目は、文書管理の面です。条例審査特別委員会で1番議員が、課の配置がえに伴い、文書の移動だけでも大変な労力を要すると話されていました。このことに関して、現在、本町では文書は簿冊管理方式をとられていると思いますが、文書管理をスリム化し業務の効率化を図るために、ファイリングシステムの導入を検討されてはどうかということです。

事務の効率化、ひいては市民サービスにつながる担当制、またファイリングシステムや文書のペーパーレス化についても調査研究していただくことを提案し、私の賛成討論といたします。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論はありませんか。7番、時任議員。

○7番（時任裕史君） 私は、この議案に対して反対の立場から、今から反対討論を行います。

まず一つに、丸山議員も言われましたが、宇美町の職員の皆様に対して、多くの皆様に対して、この周知を行うのが非常に遅かったと。まずその1点。

そして、あともう一つは、宇美町の職員の皆様の意見を取り入れてないと、アンケートも行っていないというところがまず2点。

それと、あともう一つは、まずこの機構改革によって職員の皆さんも負担になり、そして混乱を招く。それとまた、町民の皆様も、この機構改革により、数年前ですから、課も変わって、この課はどこに行ったのか、この課はどこに行ったのかというところで、混乱を招くということが住民に懸念されるということで、一番の理由としましては、やはり役場の職員の皆さんがそういったことを周知する、聞いたこと、報告されたことが遅い、そして十分に意見が反映されていな

いという、このことから私は反対したいと思います、この議案に対してですね。

そういうことで、私の反対討論は終わります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） これで討論を終わります。

これから、議案第15号 宇美町課設置条例についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は賛成多数で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立多数であります。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

ただいまから11時5分まで休憩に入ります。

10時53分休憩

.....

11時05分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第9. 議案第21号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第9、議案第21号 平成31年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について委員長の報告を求めます。飛賀当初予算審査特別委員会委員長。

○当初予算審査特別委員会委員長（飛賀貴夫君） 宇美町議会議長古賀ひろ子殿。当初予算審査特別委員会委員長飛賀貴夫。

当初予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

委員会の開催日、平成31年3月13日、14日。

事件の名称、議案第21号 平成31年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ4億3,477万6,000円とされており、前年度と比較すると912万8,000円の増額となっています。

歳出については、1款総務費1,577万8,000円は、人件費を中心とした総務管理費、保険料徴収に係る徴収費です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金4億1,739万8,000円は、宇美町で徴収する保険料などの納付金であり、3款諸支出金は60万円、4款予備費は100万円です。

歳入については、1款後期高齢者医療保険料2億9,215万円は保険料収入見込額で、2款使用料及び手数料6万2,000円は保険料督促手数料です。

3款繰入金1億2,346万4,000円は、職員給与費等繰入金と保険基盤安定繰入金で、一般会計からの繰入金です。

4款繰越金1,840万円は前年度からの繰越金で、5款諸収入70万円は延滞金と過年度保険料等負担金です。

審査の過程では、質疑が多数のため、本特別委員会の記録を参考とすることで記述は省略させていただきます。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、委員長報告の審査経過と結果に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

飛賀委員長、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号 平成31年度宇美町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第22号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第10、議案第22号 平成31年度宇美町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について委員長の報告を求めます。飛賀当初予算審査特別委員会委員長。

○当初予算審査特別委員会委員長（飛賀貴夫君） 事件の名称、議案第22号 平成31年度宇美町国民健康保険特別会計予算。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ40億7,469万4,000円とされており、前年度と比較すると3億908万5,000円の減額となっています。

歳出については、1款総務費5,307万5,000円は、職員4名分の人件費を含む一般管理費、医療費適正化事業費、収納率向上事業費、連合会負担金、賦課徴収費及び運営協議会費です。

2款保険給付費28億5,849万9,000円は、療養給付費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費が主な内容です。

3款国民健康保険事業費納付金10億1,810万5,000円は、県に納付する医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分です。

4款共同事業拠出金は5,000円、6款保健事業費は3,515万円です。

7款公債費150万円は一時借入金の利子です。

8款諸支出金336万円は保険税還付金及び還付加算金です。

9款繰上充用金1億円は前年度の赤字に対する繰上充用金で、10款予備費は500万円です。

歳入については、1款国民健康保険税7億2,748万6,000円は、一般被保険者、退職被保険者等に対する保険税収入で、それぞれ医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分です。

2款使用料及び手数料40万円は、国民健康保険税の督促手数料です。

4款県支出金29億125万9,000円は、普通交付金と特別交付金です。

5款繰入金3億2,133万9,000円は、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金です。

7款諸収入1億2,421万円は、保険税の延滞金、被保険者第三者納付金、特定健康診査自己負担金、歳入欠かん補填収入などです。

審査の過程では、質疑が多数のため、本特別委員会の記録を参考とすることで記述は省略させていただきました。

審査の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、委員長報告の審査経過と結果に対するの質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

飛賀委員長、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号 平成31年度宇美町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第23号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第11、議案第23号 平成31年度宇美町上水道事業会計予算についてを議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について委員長の報告を求めます。飛賀当初予算審査特別委員会委員長。

○当初予算審査特別委員会委員長（飛賀貴夫君） 事件の名称、議案第23号 平成31年度宇美町上水道事業会計予算。

給水戸数1万3,949戸、年間配水量312万立方メートルなどを業務の予定量として予算編成されており、平成31年度における純利益の見込みは1,790万6,000円余、年度末の資金残の見込みは4億226万6,000円となっています。

収益的収入については、1款水道事業収益7億6,273万1,000円は、水道使用料などの営業収益、給水申し込みに伴う一般負担金などの営業外収益です。

収益的支出については、1款水道事業費用7億2,692万9,000円は、人件費、各施設動力費、福岡地区水道企業団等からの受水費、減価償却費などの営業費用、企業債利息などの営業外費用、貸倒引当金繰入額の特別損失などです。

資本的収入については、1款資本的収入9,595万8,000円は、固定資産売却代、工事負担金です。

資本的支出については、1款資本的支出4億588万3,000円は、9口分の元金償還金の企業債償還金、配水設備工事費などの改良費などです。

審査の過程では、質疑が多数のため、本特別委員会の記録を参考とすることで記述は省略させ

ていただきました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、委員長報告の審査経過と結果に対するの質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

飛賀委員長、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号 平成31年度宇美町上水道事業会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第24号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第12、議案第24号 平成31年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算についてを議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について委員長の報告を求めます。飛賀当初予算審査特別委員会委員長。

○当初予算審査特別委員会委員長（飛賀貴夫君） 事件の名称、議案第24号 平成31年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算。

処理戸数1万2,025戸、年間総処理水量251万立方メートルなどを業務の予定量として予算編成されており、平成31年度における純利益の見込みは1,119万1,000円余、年度末の資金残の見込みは4,495万3,000円となっています。

収益的収入については、1款下水道事業収益9億4万9,000円は、下水道使用料などの営業収益、長期前受金戻入などの営業外収益、過年度分下水道事業受益者負担金などの特別利益です。

収益的支出については、1款下水道事業費用8億8,647万9,000円は、流域下水道維持

管理負担金、減価償却費などの営業費用、企業債利息などの営業外費用などです。

資本的収入については、1款資本的収入6億5,826万8,000円は、企業債、一般会計繰入金の他会計負担金、基金繰入金、社会資本整備総合交付金などの補助金、下水道事業受益者負担金などの負担金です。

資本的支出については、1款資本的支出9億12万6,000円は、下水道築造工事などの建設改良費、80口分の企業債償還金、基金積立金などです。

審査の過程では、質疑が多数のため、本特別委員会の記録を参考とすることで記述を省略させていただきました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、委員長報告の審査経過と結果に対しての質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

飛賀委員長、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号 平成31年度宇美町流域関連公共下水道事業会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第25号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第13、議案第25号 平成31年度宇美町一般会計予算についてを議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について委員長の報告を求めます。飛賀当初予算審査特別委員会委員長。

○当初予算審査特別委員会委員長（飛賀貴夫君） 事件の名称、議案第25号 平成31年度宇美町一般会計予算。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ116億5,448万7,000円とされており、前年度と比較すると8億3,321万5,000円の増額となっています。

歳出については、1款議会費1億1,747万2,000円は、議員報酬等及び議会運営経費です。

2款総務費11億8,562万6,000円は、庁舎維持管理費、公有財産管理費、情報システム管理費、情報システム共同化事業費、地域コミュニティ支援事業費、税務事務関係経費、固定資産税賦課経費、戸籍住民基本台帳管理費、参議院議員選挙管理執行経費などです。

3款民生費47億1,476万5,000円は、国民健康保険特別会計繰出金、障害児施設給付事業費、障害者自立支援給付事業費、介護保険関係経費、後期高齢者医療関係経費、児童手当関係経費、町立保育園運営経費、特定教育・保育施設運営経費、特定地域型保育事業費などです。

4款衛生費12億1,776万2,000円は、母子衛生事業費、保健衛生事業費、健康福祉センター運営経費、予防接種事業費、福岡地区水道企業団出資金、ごみ処理事業費、最終処分場運営経費、リサイクルセンター管理費、浄化センター管理費などです。

5款労働費2,057万3,000円は、働く婦人の家運営経費です。

6款農林水産業費1億4,699万1,000円は、農業振興事業費、農業基盤保全事業費、森林機能保全事業費などです。

7款商工費4,607万8,000円は、商工業活性化事業費、消費喚起促進事業費などです。

8款土木費16億4,477万7,000円は、道路橋りょう維持管理費、都市計画街路整備事業費、流域関連公共下水道事業会計繰出金、公園管理・整備事業費、町営住宅建設事業費などです。

9款消防費4億7,418万円は、粕屋南部消防組合管理費、消防団活動支援事業費、防災対策事業費などです。

10款教育費10億5,817万1,000円は、学校教育推進事業費、学校支援事業費、就学援助事業費、各小中学校の学校管理費及び教育振興費、私立幼稚園就園奨励事業費、中央公民館・住民福祉センター管理費、図書館事業費、図書館管理費、地域交流センター管理費、埋蔵文化財調査事業費、歴史民俗資料館事業費、総合スポーツ公園管理費、体育施設関係経費、学校給食管理費などです。

11款災害復旧費400万円は、農林業施設及び公共土木施設等の単独災害復旧費です。

12款公債費10億409万2,000円は、地方債元金償還金、地方債利子及び一時借入金利子です。

歳入については、1款町税36億1,226万2,000円は、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税です。

2款地方譲与税は8,691万9,000円、3款利子割交付金は600万円、4款配当割交付金は1,500万円、5款株式等譲渡所得割交付金は800万円、6款地方消費税交付金は6億3,300万円、7款自動車取得税交付金は2,800万円、8款地方特例交付金は3,000万円、9款地方交付税は25億1,634万円、10款交通安全対策特別交付金は578万8,000円です。

11款分担金及び負担金1億3,139万1,000円は、保育園費負担金、保健衛生総務費負担金、農業費負担金などで、12款使用料及び手数料1億7,854万1,000円は、行政財産使用料、健康福祉センター使用料、道路使用料、公営住宅使用料、社会教育施設使用料、社会体育施設使用料、諸証明手数料、塵芥処理手数料などです。

13款国庫支出金19億1,820万6,000円は、国民健康保険保険基盤安定負担金、障害者福祉費負担金、児童手当給付費負担金、施設型給付費等負担金、社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金、地域子ども・子育て支援事業費補助金、幼稚園費補助金、国民年金費事務委託金などです。

14款県支出金9億4,456万7,000円は、国民健康保険保険基盤安定負担金、障害者福祉費負担金、児童手当給付費負担金、施設型給付費等負担金、重度障害者医療費支給事業費補助金、子ども医療費支給事業費補助金、地域子ども・子育て支援事業費補助金、徴税费委託金、選挙費委託金などです。

15款財産収入4,093万5,000円は町有地の貸付及び売払収入などで、16款寄附金は3,500万円、17款繰入金は2億8,456万円、18款繰越金は1億3,000万円です。

19款諸収入2億847万8,000円は、延滞金、医療費支給事業費、総務管理雑入、介護保険雑入、清掃雑入などで、20款町債は8億4,150万円です。

審査の過程では、質疑が多数のため、本特別委員会の記録を参考とすることで記述は省略させていただきました。

また、討論では1名の委員から、歳入歳出予算ともに過大な、あるいは過小な見積もり見受けられず、総計予算主義に基づいた年間予算を編成されていることから賛成を訴える賛成討論がありました。

採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、委員長報告の審査経過と結果に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

飛賀委員長、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、南里議員。

○13番（南里正秀君） 私は、本案に賛成の立場から討論させていただきます。

財政改革推進プランを進めている中の厳しい財政状況にもかかわらず、必要不可欠な事業には積極的に予算配分するなど、大局的見地から随所に工夫が見られるバランスのとれた予算であると評価しています。

公共施設再配置計画に沿った役場庁舎の改修や町立保育園の民営化、町制100周年事業の推進、都市計画道路整備や平成地区市街地整備計画の策定、消防団員自動車運転免許取得費補助制度の創設など、選択と集中を意識した予算編成となっています。

今後は無駄をなくし、迅速な予算執行に心がけていただくとともに、来年1月の行政機構再編に向け、一層の事務の効率化、スリム化に努めていただくよう要望して、賛成討論といたします。

最後に、この場をお借りして、今期限りで退職される職員の皆さんには、長年にわたり、全体の奉仕者として町の発展に尽力していただいたことに感謝申し上げます。

議場には一木建設・都市計画課長がいらっしゃいますが、政策調整監という重責も兼務しながら、卓越した指導力を発揮していただきました。昨年8月の井野地区での豪雨による土砂災害では、リーダーとしての役割に忙殺される中でも、時間を見つけて現場に足を運び、時にはみずからユンボを操作し、業者を叱咤激励し、適切な指示を出されていました。ボランティアとして集まった地元住民と一緒に汗をかかれていた姿に、現場に居合わせたみんなが「こんな方が役場にいたのか」と、驚きと尊敬のまなざしで見っていました。今後も引き続き再任用職員として町政にかかわっていただけると聞いていますが、宇美町の発展のためにどうぞこれからもよろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、脇田議員。

○9番（脇田義政君） 31年度宇美町一般会計予算について賛成討論をいたします。

まず、歳入予算についてでございますが、自主財源の主要な科目であります町税、それから分担金・負担金、そして使用料・手数料等につきましては、過去の実績及び推移と、それから景気の動向、あるいは決算見込み等を総合的に勘案して年間の見込額を計上されていると思います。

また、依存財源の主要な科目であります地方交付税、それから地方譲与税、国・県支出金、各

交付金等につきましても、地方財政計画、国からの通知、そして国・県の予算及び過去の実績、推移、決算見込み等をこれまた総合的に勘案し、見込額を計上されているものと思われます。

一方、歳出予算につきましては、これまでのサマーレビューの実施による経常的経費の見直しによる削減合理化に努められた結果、もう既に節減、節約、削減が図られ、各科目・費目について法令あるいは国・県等に準拠した標準的単価、あるいは見積額等に基づいて適正な予算を計上されていると思われます。

歳入歳出予算ともに過大な見積もり、あるいは過小は見積もりは見受けられません。そして、結果的に総計予算主義に基づき、年間の予算を編成されているものと考え、賛成意見といたします。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） これで討論を終わります。

これから議案第25号 平成31年度宇美町一般会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は全員賛成で可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第一 議案第27号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第一、議案第27号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財産活用課長。

○財産活用課長（中西敏光君） 失礼いたします。議案第27号について御説明申し上げます。

議案第27号 工事請負契約の締結について。

平成30・31年度昭和町更新住宅2棟建設工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。平成31年3月18日、宇美町長木原忠。

1、工事箇所、福岡県糟屋郡宇美町原田四丁目451番85地内外。

2、請負契約額、6億3,130万4,280円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4,676万3,280円。

3、工事請負人、住所または所在、福岡市南区向新町2丁目5番16号、氏名または名称、照栄建設株式会社、代表者資格氏名、代表取締役富永一幹。

提案理由ですが、平成30・31年度昭和町更新住宅2棟建設工事を施工するため、平成31年3月8日に指名競争入札を執行し、工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により議会の議決を求めるものであります。

恐れ入ります。別紙参考資料2ページをお開き願います。

本件工事の鳥瞰図、配置計画図、付近見取図を添付いたしております。

1につきましては、右下の付近見取図をお願いいたします。今回の施工位置を示しておりますが、現在の既存の昭和町町営住宅の東側となり、宇美南中学校グラウンドの西側となります。

次に、左下の配置計画図ですが、赤枠で囲っております昭和町更新住宅2棟を建設いたします。

なお、次年度、32年度におきまして駐車場35台を整備する計画といたしております。

次に、3ページをお願いいたします。

各階平面図でございます。上段が1階でございます。4DK2戸、3DK3戸、2DK4戸及び集会所を配置し、中段は2階と3階ということでこの配置となっております。一番下になりますけれども、4階でございます。このような配置となっております。

恐れ入ります。別紙参考資料1ページをお願いいたします。

議案第27号の概要といたしまして、1、工事概要ですが、旧住宅解体工事、コンクリートブロック造2階建て3棟、建築工事一式、構造につきましては鉄筋コンクリート構造で、階数は地上4階建て、一部3階建てとなります。建築面積944.36平方メートル、延べ床面積2,453.17平方メートル、住戸戸数ですが、2DK17戸、3DK10戸、4DK8戸、計35戸となります。それと、集会所一式となります。また、電気設備工事、機械設備工事一式となります。

2、予定価格ですけれども、7億144万9,200円、取引に係る消費税及び地方消費税を含みます。

3、最低制限価格、6億3,130万4,280円、同じく消費税等を含みます。

4、落札率ですが、90%となります。

5、工期、契約の効力の発生の日から平成32年3月16日までといたしております。

6、指名競争入札の参加者ですが、本件工事につきましては、当初、一般競争入札で入札公告をいたしておりましたが、入札参加者がなく、入札流会となっております。そのため、再度、指名競争入札で実施し、受注実績及び技術者の配置状況等を勘案し、建築一式業者10社を指名し、通知を行いましたが、最終的には表で示す3社での入札となっております。

なお、本件工事につきましては、3月15日に仮契約を締結いたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） この工事の概要ですが、建設工事と、それと住宅解体工事が、これは一緒になっているということによろしかったでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 中西課長。

○財産活用課長（中西敏光君） 解体工事も同じ契約で実施いたします。

○議長（古賀ひろ子君） 8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 前回、解体したときにくいが出てきたということなんですけど、その辺も加味されているのでしょうか、この金額の中に。

○議長（古賀ひろ子君） 中西課長。

○財産活用課長（中西敏光君） 平成30年度におきまして、くいを16本抜いております。今回の工事につきましては16本ということで、くい抜きについても契約の中に入れておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号 工事請負契約の締結について採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

追加日程第二. 議案第28号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第二、議案第28号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 失礼いたします。学校教育課より説明をさせていただきます。
議案第28号 和解及び損害賠償の額の決定について。

上記の議案を別紙のとおり提出する。平成31年3月18日、宇美町長木原忠。

提案理由でございますが、福岡地方裁判所に係属中の損害賠償請求事件について、同裁判所から和解の提案が行われたことを勘案し、訴訟上の和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入りますが、資料1ページをお開き願います。

1、事件名、2、係属裁判所、3、相手方（原告）につきましては記載のとおりとなっております。

4、損害賠償の額につきましては50万円であります。

5、和解条項の要旨につきましては、宇美町に関連する内容のみを記載しておりますが、(1)から(6)に記載したとおりとなっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

2ページに参考資料といたしまして、事件の概要とその後の経過について記載をしておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わりますが、最後に、本議案の提出に当たりましては、格別の御配慮をいただきましてありがとうございました。そして、何より、関係児童及び保護者、関係者の皆様には、多大なる御心配と御迷惑をおかけいたしました。今回のことを真摯に受けとめ、今後、いじめ等の未然防止など、学校教育のさらなる改善に向けて努力をまいります。御審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号 和解及び損害賠償の額の決定についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

追加日程第三 発議第1号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第三、発議第1号 自治会加入促進に関する政策提言の決議を

議題といたします。

趣旨説明を求めます。11番、飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 発議第1号 自治会加入促進に関する政策提言の決議。

上記の議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。平成31年3月12日、宇美町議会議長古賀ひろ子殿。提出者、宇美町議会議員飛賀貴夫、賛成者、同じく、黒川悟、吉原秀信、藤木泰、脇田義政、小林征男。

提案理由。全国的に自治会への加入率・参加率が低下しており、当町においても例外ではない。近年多発する自然災害時の助け合いなど、地域コミュニティの重要性が再認識されている今日、その中核となる自治会の活性化は喫緊に取り組むべき課題である。自治会の現状、町民の声を町政に届けるため、議会として政策提言を行い、町としての積極的な姿勢を示すための既存の条例改正と自治会のさらなる活性化の取り組みの推進を求める。これがこの議案を提出する理由であります。

それでは、別紙提言書を読み上げさせていただきます。

自治会加入促進に関する政策提言書。

近年、少子高齢化やひとり暮らし、共働き世帯の増加などの生活様式の変化により、地域のつながりが希薄化し、自治会などの活動への参加が減っている傾向にあります。また、自治会の加入率そのものも低下し、生活様式の多様化と相まって、地域に対する無関心、地域の担い手不足などから地域力の低下が生じています。

一方、自治会は、従来から地域コミュニティづくりに大きく寄与してきましたが、その機能が東日本大震災を機に再評価され、高齢社会の本格的到来が契機となり、自治会を中心とした地域コミュニティの共助・互助機能の強化が求められるようになっていきます。

そのような中、宇美町では、2016年9月に小学校区を単位とする地域コミュニティ推進に関する基本理念と、町民、自治会、小学校区コミュニティ運営協議会のそれぞれの役割や町の責務などを明らかにした「宇美町地域コミュニティ推進条例」を制定し、地域コミュニティの活性化のために自治会及び小学校区コミュニティ運営協議会が実施する事業について支援を行ってきました。

しかしながら、全国的な自治会への参加率・加入率の低下に関する問題は宇美町でも例外ではなく、各自治会の役員の方々は、どのようにすれば自治会に関心を持っていただき、どのように働きかけをすれば加入していただけるのか、運営に頭を悩ませてあります。

我々議員としましても、町民の声を聞き、その問題解決に向けて寄与できることがないかと考え、政策提言を行うこととし、下記について、強く要望いたします。

なお、宇美町議会基本条例第2条第3項にありますように、町民の声に応える提言を行うこと

は、町政の発展、町民の福祉向上にとって極めて重要であることを御理解いただき、真摯に取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

記。1、宇美町地域コミュニティ推進条例への自治会加入促進を強く促す文言の追加及び自治会脱会防止に関する文言の追加。2、自治会のさらなる活性化を促す取り組みの推進。

以上、御審議の上、政策提言を行うことについて御賛同いただきますようお願いを申しまして、趣旨説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。
1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 1番、丸山です。自治会の加入率の低下、本当に危惧しています。これを何とかしなきゃいけない。議会から政策提言を行うこと、素晴らしいなと思っています。それを踏まえて、ちょっと幾つか御質問等をさせていただきたいと思います。

今、宇美町の自治会への加入率がどのくらいなのかということ、把握してありますでしょうか。

また、福岡都市圏の中で結構なんですけれども、宇美町の位置づけ、市内の中心部とかに比べたらかなり高いと思うんですけれども、宇美町が大体福岡都市圏の中でどのくらいの加入率、位置づけなのか、把握しておられたらぜひ御回答いただけたらなと思っています。

もう1点、宇美町でも、例えば、どの地域が自治体の加入率が低い、高い、これはいろいろあると思うんですけれども、そのあたり、もし把握しておられたら教えてください。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 数値的には把握はしておりませんが、この政策提言を起こす前に、自治会会長会並びに小学校校区コミュニティ会長会の皆様方と協議をいたしました。その中でも、数値的には把握はしておりませんが、非常に困ってある状況で、ぜひとも政策提言を上げていただきたいという要望もあった上、この政策提言に及んだ次第でございます。

本来ならば、詳細的な数値的なことを申し上げるところですけれども、今は持ち合わせておりませんので、質問には答えられません。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） あと、この取り組み、地域コミュニティ推進条例への自治会加入促進を強く促す文言の追加、また、自治会脱会防止に関する文言の追加、文言の追加だけでいいのかなという気はしているんですけれども、そこからスタートということでは理解したいなと思います。

あと、さらなる活性化を促す取り組みの推進、これは具体的にどんな取り組みを行えば自治会への加入がふえていくのかと、この辺、具体的なお考えあればぜひ教えていただけたらなと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） これはあくまでも執行部に対する政策提言でありまして、その具体的な取り組みについては担当課が検討・精査されることと期待しております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

11番、飛賀議員、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号 自治会加入促進に関する政策提言の決議を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ここで、財産活用課長から、先ほどの答弁の訂正の申し出がっておりますので、これを許します。中西財産活用課長。

○財産活用課長（中西敏光君） 失礼いたします。先ほど、昭和町のくい抜きで黒川議員のほうから御質問がございました。契約の中での費用についてでございますけれども、くいについてはやはり想定をいたしておりますけれども、現在、確実にどの程度のくいがあるかということが不明であるということございまして、現契約の中には含んでいないということで訂正し、おわびさせていただきたいと思っております。申しわけございませんでした。

日程第14. 閉会中の所管事務調査について

○議長（古賀ひろ子君） 日程第14、閉会中の所管事務調査を議題といたします。

会議規則第75条により、各常任委員会から所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査をすることの申し出がっております。

お諮りします。各常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。各常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本3月定例会を閉会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、平成31年3月宇美町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

12時03分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年6月3日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 南 里 正 秀

署名議員 平 野 龍 彦

署名議員 丸 山 康 夫